

政府は「安全保障上の法的基盤の再構築に関する懇談会」の設置を決めた。集団的自衛権の解釈をどうまで変更できるのかを検討するための有識者会議である。北朝鮮によるミサイル連続発射と核実験があるにかかじまでき

利として認められ、日米安全保障条約の前文でも日米双方が集団的自衛権を保有する、と記されてい るにもかかわらずである。

がどうしたことなのである  
集団的自衛権についての政府見解は「我が国は独立国として集団的自衛権を保有するが、それを行使する」とは自衛の限度を超えたがって憲法上許されないと、いうものである。集団的自衛権が国連憲章五一条で国家に固有の権

も「完成途上にある」とは確かにあつた。北朝鮮の核の照準は日本である。いかに北朝鮮といえども、核超大国のアメリカやロシア、中国に向けて核弾頭を発射すれば滅である」とぐらいは知つていよう。核を韓国に向ければ韓国民を決定的に「反北」的にし、何よりもすから統一を自論む國に惨禍を及ぼしてしまうほど北朝鮮も愚か

# 北の核にどう対応するか



渡辺 利夫

事態において米軍が北朝鮮に対する日本との希望通りに反撃を加えてくれるか。率直にいって疑問が残る。ましてや集団的安全保障に対して現在のことき対応を日本がつけていれば、その疑問はさらに大きなものとなる。実際、アメリカは北朝鮮への金融制裁を解くと

国を攻撃できないよう抑制的な体系をもたらされている。

冒頭の有識者会議が、集団的自衛権についての「保有するが行使できない」という奇妙なる解釈を正すよう期待する。同時に、問題の核心が個別的自衛権のありようの中に存在することを改めて訴えたい。

朝鮮半島有事は中東地域や台湾海峡の軍事的緊張に必ず連動する。米軍はそれらすべての地域で軍事的対応を余儀なくされる蓋然(がいぜん)性が高い。そういう点ではあるまい。照准は「平和国家」日本である。

いう、日本の意図とはまるで異なる拳に出たではないか。

北朝鮮による日本への核攻撃があつた場合、大都市であれば數十万人の即死者、数百万人の重軽傷者、残存する放射能灰によりその後もつづく被害は目を覆うばかりのものとなる。そういう方が一の場合でも、少なくとも日本の現在の法制度の下では個別的自衛権の発動による敵基地攻撃は不可能なのである。何よりもその法制度に見合うよつ、兵器それ自体が他の国を攻撃できないよう抑制的な体

保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることになるため、いかなる場合にも許されない」ことである。事実、現在の日本は、他国に届く地上配備型の対地長距離ミサイル、巡航ミサイルを発射する潜水艦などは所持していないし、敵基地に達する距離をもつ戦闘爆撃機や精密誘導弾を搭載した海自艦船も配備されていない。高度な情報収集能力を擁するイージス艦も防衛的な艦船である。

わたなべ・としおさん

1939年甲府市生まれ。慶應大卒、同大学院博士課程修了。経済学博士。筑波大教授、東京工大教授を経て2000年から拓殖大学長。開発経済学・現代アジア経済論専攻。山梨総合研究所理事長。